

知っていますか？ 「成年後見制度」

～あなたと家族が安心して暮らす未来のために～

成年後見制度とは？

高齢や障がいなどにより、判断力が不十分になっても、自分らしく安心して暮らし続けるための制度です。

判断能力が不十分になると、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや福祉施設への入所契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援をするための援助者を選ぶ制度であり、この選ばれた援助者のことを成年後見人等といいます。援助者には、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、また、養成講座を修了した市民等が選ばれます。

制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

■任意後見制度（判断能力がある人）
本人が元気なうちに、将来、判断能力が低

「最近、物忘れがひどくなって、お金や通帳をなくしてしまうけど、頼れる人がいない」「一人暮らししている親が施設に入所しようとしたら、親のサインでは契約できないと言われてしまった」「自分も高齢になり、障がいのある子どもの将来が心配になってきた」など…このような不安や困りごとは抱え込まずに相談してください。この特集のお問い合わせは、福祉総合相談課☎421-6738へ。

下した場合に備えて、自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の療養看護や財産管理等の事務について代わりにしてもらうこと(代理権)を契約により決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

■法定後見制度（判断能力が十分でない人）
判断能力が不十分になったあと、家庭裁判所が後見人等を選任し、判断能力の程度に応じて、その権限を付与する制度で、後見（判断能力がない場合）、保佐（著しく不十分な場合）、補助（一部不十分な場合）の3つの類型に分かれます。

法定後見制度（判断能力が十分でない人）の利用手続きの流れ

- どんなときに利用するの？** 判断能力に不安を感じたとき。財産管理や契約手続きが難しくなったとき。
 - どんな手続きが必要？** 家庭裁判所へ申立てをします（本人・家族・市町村長などが申立て）。
 - いつまで続くの？** 原則、本人が亡くなるまで続きます。
 - どこに相談したらいいの？** 高齢者の相談は、お住まいの近くにある地域包括支援センターへご相談ください。連絡先は、6ページ「11月の相談案内」にある「高齢者総合相談」にてご案内していますので、ご参照ください。
- 障がい者の相談は、下記の基幹相談支援センターそらへご相談ください。

障害者の総合相談窓口「基幹相談支援センターそら」開設のご案内

「基幹相談支援センターそら」は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、困りごとや悩みなどの相談を受け、総合的に支援する窓口です。お困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

住所 ゆりのき台2-10（障害者福祉センター内） ☎482-0002（障害者支援課）

後見人と費用について ※法定後見の場合

後見人等は、親族・弁護士・司法書士・市民後見人などで、本人の状況に応じて家庭裁判所が選任します。

申立て費用は、1～2万円程度（収入印紙・診断書料、登記手数料等）で、別途、鑑定費用（10～20万円程度）が必要な場合があります。後見人等の報酬は、目安として月額1～数万円で、家庭裁判所が決定します。監督人等が選任された場合、別途、報酬費用が必要な場合があります。

申立て書類の作成や後見人等選任後のご相談は、八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）☎483-3021（代表）☎486-9787へ。住所は八千代市大和田新田312- 5福祉センター3階。地図・詳細は右のコードから。



▲権利擁護連携支援センター

市民後見人が活躍しています！

専門職でない市民が、研修を受けて後見人として活動しています。八千代市では2018（平成30）年度から養成研修を実施し、現在10人が市民後見人や後見支援員として活躍しています。研修の開催時期については、権利擁護連携支援センターおよび市ホームページでご案内します。



刃物や割れたガラスなどを出すときは注意しましょう

刃物や割れたガラス、釘などの鋭利なものは、そのまま出すと収集作業員や近隣住民がケガをする恐れがあり大変危険です。集積場所へ出すときは、新聞紙や厚紙などで包み、中身が分かるよう「刃物」「割れ物」と記入するなど、危険防止の処理をしてから市指定ごみ袋（不燃・有害ごみ専用）に入れて出してください。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル（ファクス兼用）
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

（収集依頼受付・要予約）
483-4506
月～金曜日9時～16時30分
（祝日・年末年始を除く）

11月の資源物・ごみ収集日

コース	該 当 地 域 ※使用している集積場所の地域	指 定 袋 使 用		資 源 物	
		不燃ごみ 有害ごみ	可燃 ごみ	びん類 缶・金属類 ペットボトル	紙 類 布 類
1	大和田（成田街道南側） 村上（3200・3300・3500番台の成田街道南側） 萱田町（成田街道南側） 大和田新田（県道幕張八千代線東側） 高津（県道幕張八千代線東側）	4 日（第1火） 18 日（第3火）	月・水・金 3・24日は収集あり	木	土
2	八千代台北	11 日（第2火） 25 日（第4火）			
3	八千代台西、八千代台南	4 日（第1火） 18 日（第3火）			
4	八千代台東	11 日（第2火） 25 日（第4火）			
5	上高野	5 日（第1水） 19 日（第3水）	火・木・土	金	月 3・24日は休み
6	村上団地、村上（881～885番地）	12 日（第2水） 26 日（第4水）			
7	村上（881～885番地を除く新川東側） 下市場、村上南、勝田台北	5 日（第1水） 19 日（第3水）			
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	12 日（第2水） 26 日（第4水）			

コース	該 当 地 域 ※使用している集積場所の地域	指 定 袋 使 用		資 源 物	
		不燃ごみ 有害ごみ	可燃 ごみ	びん類 缶・金属類 ペットボトル	紙 類 布 類
9	村上（成田街道北側で新川西側）、萱田町・萱田・大和田（成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（477・507・510・511番の東葉高速線北側）、ゆりのき台1・2丁目	6 日（第1木） 20 日（第3木）	月・水・金 3・24日は収集あり	火	土
10	高津（県道幕張八千代線西側）、高津東 大和田新田（100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線西側）	13 日（第2木） 27 日（第4木）			
11	高津団地 大和田新田（1～99番地の成田街道南側）	6 日（第1木） 20 日（第3木）			
12	大和田新田（900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、緑が丘2～4丁目、緑が丘西（東葉高速線南側）	13 日（第2木） 27 日（第4木）			
13	勝田台	7 日（第1金） 21 日（第3金）	火・木・土	水	月 3・24日は休み
14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、萱田町（500番台を除く東葉高速線北側） 萱田（東葉高速線北側）	14 日（第2金） 28 日（第4金）			
15	萱田町（500番台の東葉高速線北側）、大和田新田（477・507・510・511番を除く東葉高速線北側）、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西（東葉高速線北側）	7 日（第1金） 21 日（第3金）			
16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	14 日（第2金） 28 日（第4金）			

◆お問い合わせは、クリーン推進課（421）6768
または清掃センター（483）4521 FAX（486）1011へ

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎421-6768
または清掃センター☎483-4521（486-1011）へ